



令和6年3月27日

四国運輸局

船員に関する特定最低賃金の改正について

四国運輸局は、管内の4業種（内航鋼船運航業及び木船運航業、海上旅客運送業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）の船員に係る最低賃金を改正し、4月4日（木）から発効することとしました。

船員の最低賃金については、海上労働の特殊性を考慮し、陸上勤務者の最低賃金とは別に定められており、当該最低賃金の改正については、国土交通省が管轄しております。

国土交通大臣権限に係る最低賃金の改正は交通政策審議会に、地方運輸局長権限に係る最低賃金の改正は各地方交通審議会に諮問され、当該審議会からの答申を受けて改正が行われます。

四国運輸局においては、船員に関する特定最低賃金（四国内航鋼船運航業及び木船運航業、四国海上旅客運送業、四国漁業（沖合底びき網）及び四国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について、令和5年8月1日に四国地方交通審議会（会長 佐伯 勇人）に対し諮問を行い、令和6年1月26日に四国地方交通審議会から4業種すべて別紙のとおり引き上げを内容とする答申が出されました。

これを受け、四国運輸局では答申どおり改正することを決定し、令和6年4月4日から別紙のとおり発効することとしましたのでお知らせいたします。

なお、国土交通大臣権限に係る最低賃金の改正については、令和6年1月22日及び2月8日にそれぞれ改正され、2月21日及び3月9日から発効していますので合わせてお知らせいたします。

※詳細につきまして別紙及び船員の最低賃金（全国及び四国）の赤字部分が今回改正部分ですのでご参照ください。

【問い合わせ先】

四国運輸局
海事振興部船員労政課
担当者：井上・廣瀬
TEL：087-802-6817
FAX：087-802-6815



四国運輸局長権限に係る船員の特定最低賃金改正 【効力発生日：令和6年4月4日（木）】

※すべて月額

業種	職種等	最低賃金額 (改正前の額)	引上げ額 (増加率)
四国内航鋼船 運航業及び木船 運航業	職員	261,000円 (253,800円)	7,200円 (2.84%)
	若年職員	244,450円 (237,250円)	7,200円 (3.03%)
	はしけ長	261,000円 (253,800円)	7,200円 (2.84%)
	部員 (経歴3年以上)	202,400円 (195,200円)	7,200円 (3.69%)
	部員 (経歴3年未満)	193,000円 (185,800円)	7,200円 (3.88%)
四国海上旅客 運送業	職員	254,450円 (247,000円)	7,450円 (3.02%)
	部員	187,500円 (180,050円)	7,450円 (4.14%)
四国漁業 (沖合底びき網)	1人歩船員	191,800円 (187,800円)	4,000円 (2.13%)
四国漁業 (大中型まき網)	1人歩船員	203,300円 (199,300円)	4,000円 (2.01%)
	1人歩船員 専ら豊後水道海域に おいて操業する漁船	199,300円 (184,300円)	15,000円 (8.14%)

(注)

1. 若年職員とは船舶職員養成施設のうち、特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者をいう。
2. 1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、一人歩、一人代その他の名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれらと同程度の船員をいう。
3. 4業種に適用する使用者及び適用する船舶の範囲（適用地域：四国運輸局管内）
 - (1) 四国内航鋼船運航業及び木船運航業
 - ① 平水区域を航行する鋼船
 - ② 沿海区域を航行する総トン数100トン未満の鋼船
 - ③ 鋼製はしけ
 - ④ 木船
 - (2) 四国海上旅客運送業
 - ① 平水区域を航行区域とする船舶
 - ② 沿海区域を航行する総トン数100トン未満の船舶
 - ③ 沿海区域を航行する総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最大出力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの。
 - (3) 四国漁業（沖合底びき網）
沖合底びき網漁業の用に供する漁船
 - (4) 四国漁業（大中型まき網）
大中型まき網漁業の用に供する漁船

船員の最低賃金(全国及び四国)

内航鋼船運航業及び木船運航業(サルベージ業に従事する船舶を除く。)

適用地域	適用する船舶	最低賃金額		発効年月日	備考
		職種	月額		
全国	鋼船(次に掲げるものを除く) ①平水区域を航行する鋼船 ②沿海区域を航行する総トン数100トン未満の鋼船 ③鋼製はしけ	職 員	258,950円	R6. 2. 21	◎
		若年職員	242,500円		
		部 員 (経歴3年以上)	200,350円		
		部 員 (経歴3年未満)	191,050円		
四国	①平水区域を航行する鋼船 ②沿海区域を航行する総トン数100トン未満の鋼船 ③鋼製はしけ ④木船	職 員	261,000円	R6. 4. 4	◎
		若年職員	244,450円		
		はしけ長	261,000円		
		部 員 (経歴3年以上)	202,400円		
		部 員 (経歴3年未満)	193,000円		

海上旅客運送業

適用地域	適用する船舶	最低賃金額		発効年月日	備考
		適用船員	月額		
全国	①遠洋及び近海区域を航行する船舶 ②沿海区域を航行する総トン数100トン以上の船舶(その航行区域が平水区域から当該船舶の最大出力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。)	職 員	255,750円	R6. 2. 21	
		事務部職員	200,750円		
		部 員	192,900円		
四国	①平水区域を航行区域とする船舶 ②沿海区域を航行する総トン数100トン未満の船舶 ③沿海区域を航行する総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最大出力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの。	職 員	254,450円	R6. 4. 4	
		部 員	187,500円		

かつお・まぐろ漁業

適用地域	適用する船舶	最低賃金額		発効年月日	備考
		適用船員	月額		
全国	かつお・まぐろ漁業の用に供する漁船	1人歩船員	203,300円	R6. 3. 9	

大型いか釣り漁業

適用地域	適用する船舶	最低賃金額		発効年月日	備考
		適用船員	月額		
全国	大型いか釣り漁業の用に供する漁船	1人歩船員	203,300円	H26. 12. 20	

沖合底びき網漁業

適用地域	適用する船舶	最低賃金額		発効年月日	備考
		適用船員	月額		
四国	沖合底びき網漁業の用に供する漁船	1人歩船員	191,800円	R6. 4. 4	

大中型まき網漁業

適用地域	適用する船舶	最低賃金額		発効年月日	備考
		適用船員	月額		
四国	大中型まき網漁業の用に供する漁船	1人歩船員	203,300円	R6. 4. 4	
豊後水道海域	専ら豊後水道海域において操業する漁船	1人歩船員	199,300円		

※1. 備考欄に◎印のある業種は、交通政策審議会又は四国地方交通審議会からの最低賃金の答申の際、次のような**要望事項**が付記されている。

「航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導されたい。」

2. **若年職員とは**次表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、それぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者をいう。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3年6月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	
海員学校専修科	2年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	2年
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

3. **部員の海上実歴**を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年をそれぞれ海上実歴とみなす。

4. **1人歩船員とは**、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、一人歩、一人代その他の名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれらと同程度の船員をいう。

5. **最低賃金に算入しない賃金**

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給等
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当等
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつまれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

お問い合わせ先 四国運輸局海事振興部船員労政課
電話 087-802-6817

※全国・四国以外の最低賃金については、各地方運輸局等に照会願います。